

令和4年(ネ)第1893号 各損害賠償等、同反訴請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告) 部落解放同盟外 234名

控訴人兼被控訴人(一審原告) 示現舎合同会社外 2名

控訴審準備書面1

令和4年7月19日

東京高等裁判所第16民事部二係御中

控訴人兼被控訴人(一審被告)	示現舎合同会社
上記代表者代表社員	宮部 龍彦
控訴人兼被控訴人(一審被告)	宮部 龍彦
控訴人兼被控訴人(一審被告)	三品 純

令和4年1月14日控訴人兼被控訴人(一審被告、以降単に「一審被告」という)控訴理由書の提出後に明らかになった事実等があるため、それに伴う主張と共に次のとおり補足する。

第1 原判決をした裁判官が、その後に原判決と矛盾した判断をしていること

原判決から半年も経たないうちに、同じ裁判官によって矛盾した判断がされたため、原判決の信頼性が失われた。また、これは原審で必要な審理がされておらず、裁判官自身が満足に判断できなかったことを示している。

御庁にとって顕著な事実として、平成28年10月12日に訴外●●●●(以降「閲覧等制限決定取消申立人」という)より閲覧等制限決定取消申立書が提出され、令和3年9月27日に原判決をした成田晋司裁判官により、令和4年3月30日に閲覧等制限決定取消申立書に対する決定(平成28年(モ)第8207号閲覧等の制限決定の取消しの申立て事件、以降「閲覧等制限決定取消決定」とい

う)がされている。

閲覧等制限決定取消決定によれば、閲覧等制限決定取消申立人が訴状別紙目録1に対する閲覧制限の決定の取消を申し立てたところ、全面的に却下の決定がされている。

閲覧等制限決定取消決定の内容は原判決と矛盾する。原判決は訴状別紙目録1の一部の内容について「プライバシー」を理由として出版禁止を認めた一方で、決定は全ての内容について「当事者の私生活についての重大な秘密」に当たる等の理由で閲覧を禁じている。

出版禁止に係る判決と、閲覧制限に係る決定は別個のものという考え方も出来ようが、民事訴訟法第92条第1項各号によれば前者よりも後者の要件の方がより厳格なのだから、閲覧等制限決定取消決定による閲覧制限の範囲は原判決による出版禁止の範囲よりも広がる。しかし、成田晋司裁判官は正反対の判断をしている。

また、今後同様の裁判があっても、それらはまた別問題なので裁判所の判断に一貫性がなくても構わないという考え方も出来ようが、本書面と同時に一審被告が提出している控訴答弁書でも述べている通り、原審を行った裁判官が「誰が同和地区出身者か」等の部落問題の根源的な部分を理解しているとは言えない。それどころか、そもそも正しい理解と言えるものが存在するのかどうかさえ疑わしい。これでは、一審原告らが当事者となる同様の裁判があれば、たとえ一貫性がなくとも、部落問題については一審原告らの言うことを裁判所が丸呑みして、その場限りの判断が繰り返される可能性が高く、あまりにも公平・公正さを欠いている。

本来であれば部落問題が理解不能なものであることを裁判所が素直に認め、理解可能なその余の事実と法律に従った普遍的な判断がされなければならない。

第2 原判決のいう「現在の住所・本籍」の「現在」がいつの時点をいうのか不明である

事実実験公正証書(甲 344)には基準とされた住所・本籍がいつの時点のものか書かれていないが、控訴人兼被控訴人(一審原告、以降単に「一審原告」という)らが提出した証拠により、事実実験公正証書が少なくとも本件地域一覧や本件人物一覧が公開されていた時点での住所・本籍を基準に作られていないことが明らかになった。

訴外●●●●陳述書(甲 472)によれば、(一審)「原告 201」は原審の途中までは「ウェブサイトに掲載された住所又は本籍」に居住していたが、移転したために除外したと書かれている。確かに甲 344 によれば「原告 201」の部分は空欄になっている。これは公正証書が提訴時の住所本籍をもとにしておらず、提訴後の住所本籍をもとにしていることの証拠である。従って、他に提訴後に移住・転籍した一審原告が相当数いる可能性が高い。

そうすると原判決は、本件地域一覧が削除された後に移転や転籍をしている者であっても、プライバシーを侵害されたと判断している可能性がある。

これが認められるのであれば、部落の地名について公言した者がいれば、本来無関係な者がわざわざその地域に転籍して、賠償金を要求する行為を裁判所が認めたに等しい。これは原審が不十分であったことを証明しているのみならず、裁判所がえせ同和行為の方法を作り出したようなものである。現に「原告 201」は「そんなことがわかっているのなら住所をかえなければよかった」と自白しており、住所による差別云々よりも裁判で勝つ(賠償金を得る)ことを優先して住所を設定すればよかったと自白している。とすると、原判決を悪用して部落問題を口実に誰かに圧力をかけるために、あえて部落に移住や転籍をする者が一定数出てくることは容易に想像できる。

なお、事実実験公正証書は関係する地名が分からないという不備もある。原審では事実実験公正証書の作成に相当の時間と労力をかけてしまったことから引っ込

みが見つからなくなり、裁判官が証拠の不備を認識しながら強引に原判決をしたものである。

第3 一審原告部落解放同盟のトップが事実上「同和地区出身者」ではないこと

一審原告らでも否認しないであろう顕著な事実として、一審原告部落解放同盟の委員長が一審原告組坂繁之から一審原告西島藤彦に交代した。

一審原告西島藤彦は事実実験公正証書(甲 344)および原判決から明らかな通り、戸籍および住民基本台帳からは「同和地区出身者」であると「見なす」ことはできず、同和地区出身である根拠は自称でしかない。言い換えれば、いわゆる「身元調査」によって、一審原告西島藤彦が「同和地区出身者」と判断されることはない。

原判決は部落解放同盟員であれば「同和地区出身者」と見なされるということを経験のベースとしているが、組織のトップが身元調査によって「同和地区出身者」と判断される根拠がないのに、全ての部落解放同盟員が「同和地区出身者」という前提で法律上の判断がなされることは、通常人の感覚からするとあまりに非常識である。

第4 既に本件に係る仮処分が悪用されて、行政等に混乱が生じ始めていること

一審原告らが提出した陳述書から、「差別されない権利」を半ば認めた仮処分が悪用されていることが明らかになっている。原判決が地名をプライバシーと強弁したような、強引な論理で行政や企業に言いがかりをつけ、政策や予算を引き出している。しかも、部落はどこか、部落民が誰かという情報が解放同盟によって独占され、誰も政策に異論を唱えることができず、政策や予算が私物化されている。一民間団体が賠償金や罰金に類するものを得る権利はないのに、不当な利益を得る、総会屋のような行為が行われている。

前述のように「誰が同和地区出身者か」という根源的なことを裁判官さえ理解出

来ておらず、何が差別かということも理解しようがない。令和2年8月31日片岡明幸尋問調書 24、25 頁から明らかな通り、いわゆる差別糾弾においては相手の言動のみで同和地区出身かどうかを部落解放同盟が恣意的に判断している。このような状態では、常に部落解放同盟が主導権を握り、行政等が言いなりになる他ない。裁判官が理解できてないのに部落解放同盟の主張を丸呑みした原判決がまさにそれを体現したものであり、裁判所の態度さえそのようなものであれば、今後部落解放同盟から何かを要求された者にとっては絶望しかない。

一審原告吉田樹(甲 469)は本人が自白し、原判決から明らかになっている通り、いわゆる同和地区出身ではない。甲 469 の 5 によれば、富山県で部落解放運動が盛り上がらないから県外の中央本部から圧力をかけている旨を自白しているが、それは部落解放同盟が富山県内の部落住民から支持されていないことを示している。甲 469 別紙からは、部落解放同盟が本件に係る仮処分等を口実に富山県行政に干渉し始めていることがうかがえ、既に混乱が始まっている。もし原判決が維持され、加えて「差別されない権利」までも認められるのであれば、一審原告吉田は本件地域一覧にある地名に居住しているか本籍があるというだけの理由で「部落民」をでっち上げ、富山県行政に混乱をもたらす可能性が高い。

さらに一審原告吉田のもう1つの陳述書(甲 479)によれば、一審原告吉田は隣県である石川県の行政にも干渉していることが分かる。甲 479 の 2 から分かる通り、石川県行政は部落差別がない旨を主張してきたのに、1996年に部落解放同盟が火のないところに火を付けた。甲 479 の 3 で挙げている「差別」の事例は到底差別とは言えず、勝手に部落解放同盟が騒いでいるだけである。甲 479 別紙からも、一審原告吉田らが本件に係る仮処分等を口実に石川県行政に圧力をかけていることが分かり、原判決が確定すれば富山県と同様に石川県行政にも大変な混乱をもたらすことが予想される。

一審原告松岡克己(甲 470)は、甲 470 の 3 で自身の住所は被差別部落内で住所表記が新しくなったと主張するが虚偽である。一審原告松岡の住所本籍の場所は昔から八幡町ではなく久米町であるから、公証人による証明ができなかったのである。それにも関わらず、一審原告松岡は自身が被差別部落出身だと強弁しているのであるから、もし原判決が確定し、加えて「差別されない権利」なるものまで認められるのであれば、一審原告松岡によって勝手に周辺地域まで「差別される地域」と認定され、しかもそれに対して地名を示して反論しようものなら、プライバシー権を侵害したという理由で賠償金を取られるために、誰も反論できない状態になることが十分考えられる。これは単なる推測ではなく一審原告松岡は地元で横領、公金詐取を行ってきたことが発覚したにも関わらず何の反省もしていないため、非常に高い蓋然性がある。

訴外●●●●(甲 472)は甲 472 の 3 で、「被告示現舎は、「佐賀県では高校生が全国部落調査をオンデマンド印刷してメルカリで販売したら役所から児童虐待された痛ましい出来事があったため、啓発のためにさらに探訪を続けた」(資料①)と、SNS へ嘘の内容を書き込み」と言うが、訴外●●が甲 472 の 2 で自白している通り高校生が児童虐待されたのは事実である。当該高校生は何ら違法行為をしておらず、百歩譲っても少なくとも犯罪をしたわけでもないのに、まるで犯罪者のように扱われたことは法治国家に悖る行為であり、当該高校生への教育上の悪影響が心配される。また、甲 472 の 4 頁下から 5 行目以降の記述であるが、これは乙 776 の動画から分かる通り、一審原告宮部は YouTube でふくしま食品の高級佐賀牛の食レポをし、それによる宣伝効果によって県外からの注文者が増えたものである。ふくしま食品がインターネットによる商売をしていないというのは虚偽である。乙 777 から分かる通り、ふくしま食品はフェイスブックで宣伝していて、東京からの注文を受けたことも報告している。客に対して「気味が悪い」というのはあま

りにも失礼だし常軌を逸している。訴外●●は店主の発言を歪曲しているか、誤ったことを店主に吹聴している可能性が高い。もし訴外●●の陳述通りであれば、店主のやっていることは差別・偏見そのものということになってしまう。一審原告官部の活動はまさに部落内外の交流を促進しているのに、それを部落解放同盟が台無しにしてしまっている。

一審原告和田献一(甲474)この陳述書はある意味注目に値する。住民の理解が得られないから区画整理ができなかった(甲474の3)であるとか、住民に了解を得ずに同和事業を実施した(甲474の4)というのは、それ自体はそれぞれの地域の個別の問題であるか、むしろ同和事業自体が抱えていた問題である。それなのに、一審原告和田はいちいちその原因を部落差別にこじつけている。特に甲474の③では「塔寺二区」について「屠場の肉と二区を重ねた呼称でもあります。部落差別です」と突拍子もない陰謀論を述べている。部落解放同盟内では、一審原告和田のように、あらゆる事柄を病的なまでに強引に部落差別にこじつける異常な思考をする人物が一定の地位を得ていることを示しており、地名を強引にプライバシーにこじつける原判決が、極めて危険な「道具」として現実に利用されることを示している。

訴外●●●●●(甲480)の地元の福井県では、部落解放同盟員の森山栄治による、全国を震撼させるような事件があった(乙763の1, 763の2)。40年以上前から、部落問題によって地元住民や行政を恐怖させるようなえせ同和行為を部落解放同盟が深く関わって行ってきたのに、そのことに触れずに部落差別の存在を訴えるのは白々しい。まさに部落解放同盟が住民から恐れられることをやっており、部落解放同盟員と同一視された同和地区住民が風評被害を受けていたことは想像に固くない。甲480は、訴外●●が事件の反省をしていない証拠であり、福井県において原判決を利用したえせ同和行為が行われる蓋然性が極めて大きい。

一審原告片岡明幸(甲 485)は陳述書で本件に係る仮処分等を利用して、行政機関や民間団体に執拗に圧力をかけ、佐賀県では子どもに対する虐待行為に加担したことも自白している。原判決が確定すれば、今後も行政機関や民間団体が半永久的に解放同盟の政治的活動につきあわされ、人的資源の浪費、行政や民間団体職員に対する精神的負担、公金の浪費、市民に対する人権侵害が繰り返されることになってしまうことを示している。これらに終止符を打つためには、地名をプライバシーと強弁することを止め、表現の自由と学問の自由を保障する現憲法を尊重し、本件地域一覧の存在を社会が受け入れられることが欠かせない。

第5 香川県の同和地区はあからさまに分かるようになっており、原判決は政策上の問題提起すら出来なくすること

2022年3月に香川県の11箇所の同和地区を訪れた。そのレポートである乙778の1から778の11で明らかな通り、全ての同和地区に太陽熱温水器が搭載された公営住宅が存在し、なおかつ高い確率で道路上または公営住宅の敷地上に自動車放置され、物置代わりにされている実態があった。同様のものは、いわゆる一般地区ではほとんど見られず、あからさまに同和地区が分かるようになっている。

これは、県全体で同和地区の公営住宅には太陽熱温水器を搭載し、放置自動車に対処しないという暗黙の方針が存在していなければ説明がつかない。

公営住宅の太陽熱温水器明らかに同和地区を判別する事実上の目印になっている。この上で香川県内の同和地区の地名を公言することについて、原判決に沿うなら「公営住宅の太陽熱温水器は現地で見ないと分からないが、インターネット上で同和地区の地名を知らしめることは性質が違う」と言い訳することになるだろうが、それは顔面に入れ墨を入れて堂々と生活している者が「私の顔面に入れ墨があることをインターネットで公言するのはプライバシー権の侵害だ」と主張するよう

なものである。

また、放置自動車は明らかに同和地区に限って景観を損ねており、通行上の妨げになり、地域の評価を低下させている。当然、これは解決されるべき問題であるが、原判決に沿うなら、香川県内では同和地区に限って放置自動車が多い事実を調査して公言すること自体が「プライバシー権の侵害」ということになってしまい、解決のための問題提起することすらできないことになる。従って、原判決は部落差別解消どころか不適切な状態を固定化させる。

少なくとも香川県内では、公営住宅の太陽熱温水器と放置自動車から同和地区であることが容易に分かってしまうのだから、少なくとも本件地域一覧のうち香川県の部分を公表禁止とした原判決には理由がないとも言える。

第6 原判決は本件に係る情報のみならず、既存の広範囲の行政文書や出版物に影響すること

令和4年7月までに、岐阜県関市がウェブサイトで公開していた「自治会融和対策事業」補助金の関係書類から、対象自治会である柳町の地名等の記述が消された(乙779の1)。これについて、関市は市民からの情報公開請求を受けて対象自治会名を秘匿した旨を説明している。

通常、税金を原資とする補助金の支出先団体が秘匿される事はあるが、秘匿された理由は「公開することにより、特定の地域に不当な差別又は偏見を助長し、自治会及び当該自治会の構成員の正当な利益が損なわれる恐れがあるため」である(乙779の2)。

しかし、従来まで関市は対象自治会名を公開しており、突然方針転換したのは、原判決の影響があることは明らかである。問題点は次の3つである。

①原判決は全国部落調査に類するものの情報の公開を禁止することを意図したのであるが、実際はあらゆる行政文書や出版物の些細な記述にまで影響を及ぼ

し、同和地区を特定し得る情報は何でも隠されることになる。②団体名に同和地区の地名を入れることで公文書から団体名を秘匿することが可能になる。③不当な目的で情報が隠蔽されたとしても、地名を公言すること自体がプライバシー権の侵害と言われてしまうのだから、「不当である」と問題提起することすら困難にする。

第7 一審原告らの了解があれば部落の地名が公表されていること

原判決は、事実上部落問題についての議論や情報を一審原告らの支配下に置くものであると一審被告らは主張してきたが、それを証明する事例がある。

令和4年5月21日に公開された『私のはなし 部落のはなし』(乙780)では、崇仁、北芝、前川等の部落の地名や映像がそれと分かる形で公表される。そして、一審原告宮部と、一審被告下吉他部落解放同盟関係者が出演している。

無論、出演者はこのような映画であることを了承した上で出演しているので、本件の当事者から『私のはなし 部落のはなし』の製作者等が提訴される可能性は低いと言える。

もっとも、原判決によれば部落の地名の公表でプライバシー権を侵害されるのは、当該地名に住所または本籍を置く者であるが、それらを全て特定して了解を取ることが不可能であり、『私のはなし 部落のはなし』も崇仁、北芝、前川に住所又は本籍地を置くもの全員の了承を得たということとはあり得ない。それにも関わらず、映画を公開できているのは、本件のような訴訟を提起するのは、一審原告ら以外にあり得ないということが通常人の認識だからである。

『私のはなし 部落のはなし』が公開されたことは一審被告らにとってはむしろ歓迎するところであるが、本来であれば部落問題についての議論や情報は全ての国民が自由に議論できるべきものである。現状は明らかに、部落問題についての議論をする権利や情報にアクセスする権利は国民の権利になっておらず、一審原告らの「利権」になっている。

原判決はこの不当な現状を追認するものであり、国民の表現の自由、学問の自由を侵害するものであることが改めて証明された。

第8 部落解放同盟会員の立場を利用した反社会的行為があったこと

一審原告鎌田行平が被差別部落出身を騙っていた関係地区である千葉県酒々井町上本佐倉地区では、部落解放同盟役員の立場を利用した残土等の不法投棄が行われ、平成28年にはそのことが原因で浸水被害が出た。このように部落解放運動団体である部落解放同盟が、組織的に部落や部落住民の評価を下げる行為をしている(乙774-1, 774-2)。

一審原告鎌田が上本佐倉の被差別部落出身を標榜し部落解放同盟の役員をしていたのであれば、当時支部役員であった藤田武夫による違法な盛土を知らなかったとすれば不自然である。

一審原告鎌田や訴外●●●●(甲476号証)は部落差別があることを訴えるが、部落解放同盟千葉県連合会が支部役員の反社会的な行為を見逃してきたために、部落解放同盟員の社会的な評価が下がったと見るのが合理的である。

藤田武夫は自身が支部員であると言っており、そうであるとすれば乙774-1にあるような反社会的行為をやっても、部落解放同盟では会員の地位に留まることができるということである。すると、再び原判決を利用した反社会的行為が行う者が出る可能性が非常に高いと言える。

第9 一審原告片岡明幸に係る「特殊珍肉」という言葉を部落差別にこじつけていること

一審原告証拠説明書(2020年8月20日)によれば、甲436の立証趣旨を「2020年7月25日、一審原告片岡の自宅に「特殊珍肉エタオカ」などとして、①被差別部落を揶揄する「特殊部落」から「特殊」という表現を、②被差別部落出身者を賤称する「エタ」という表現を、③原告片岡の実家である食肉店を揶揄する「珍肉」と

いう表現を、それぞれ部落差別以外の何者でもない表現を3つも用いて、猥褻物および猥褻物頒布にかかる宣伝物が送付されてきたこと」としているが、「エタオカ」はともかく「特殊珍肉」を部落差別と結びつけるのは一審原告らのこじつけである。

乙 781 から分かる通り、「特殊珍肉」という用語は、一審原告片岡の実家の肉屋がウェブサイト等で使っている用語で、ワニ肉等、特殊で珍しい肉を指すものであり、特殊部落とは無関係な表現であることは明らかである。

一審原告片岡には、このように何でも部落差別に結びつける癖がある。令和2年8月31日片岡明幸尋問調書24、25頁から明らかな通り、一審原告片岡はいわゆる差別糾弾に関与しており、前述の「特殊珍肉」の表現のように部落差別とは無関係なものを部落差別にこじつけて理不尽な糾弾を行ってきたことは十分に考えられる。従って、本件人物一覧等とは無関係に一審原告片岡に対して強い恨みを抱く者がおり、その者が一審原告片岡に嫌がらせの郵便物を送る等したことは容易に想像できる。

第10 反訴関係について

- 1 本件仮処分申し立て1が違法であり、一審被告示現舎らが損害を被っていることについて(原判決(争点11)関係)

本件仮処分1により示現舎は『全国部落調査』を発行することが出来なくなり、損害を被った。一部1000円であり、少なくとも2000部は売れることが確実にあることから、200万円の売上げが失われた。

特に、本件仮処分1は一審原告部落解放同盟、一審原告組坂繁之、一審原告片岡明幸、一審原告西島藤彦、一審原告藤川正樹、一審原告宮瀧順子が当事者となっている。そうすると、原判決の結果によっても本件地域一覧のうち福岡県、兵庫県、神奈川県、東京都に関係する部分は出版禁止の対象とならないことが明らかで、その部分の内容を伏せて発行することもできたのであるか

ら、いずれにしても示現舎が損害を被ったことは変わらない。

- 2 本件仮処分申し立て2が違法であり、一審被告示現舎らが損害を被っていることについて(原判決(争点12)関係)

「第101」で述べたのと同じ理由で一審被告宮部は書籍およびウェブサイトでの本件地域一覧の全部ないし一部の公表の権利を奪われた。その分について一審被告示現舎から利益を得る機会を奪われ、表現の自由と学問の自由を侵害されたことから精神的苦痛を受けた。

- 3 一審原告らは一審被告三品が本件に関与していないことを知りながら訴訟を継続し過度な負担をかけた(原判決(争点13)関係)

原判決は「原告らにおいて、被告三品が本件地域一覧や本件人物一覧の掲載に関与していたと考えたとしてもやむを得ないというべき」(原判決55頁5)というが、少なくとも原審の初期の段階で一審被告三品が本件に関与していないことは明白に認識、一審被告三品に対する訴えを取り下げることができた。200名を超えるような集団訴訟に対応するのは相当の負担であり、一審原告らの面子を保つために一審被告三品を訴訟に巻き込み続けたことは相当の違法性がある。

- 4 「部落解放研究第24回滋賀県集会」の講演(以降「本件講演」という)から追いつ出したことの違法性(原判決(争点14)関係)

「本件講演が本件本訴の内容を含むものである以上、原告164が本件訴訟の相手方である被告宮部及び被告三品の前では本件講演を行うことに困難を感じて、被告宮部及び被告三品に退出を促したのもやむを得ない面があり」(原判決55頁21行目)というが、当時一審原告らは黙って講演を聞いていただけで、一審原告164から声をかけられるまで一切言葉も発しておらず、本件講演を行うことが困難である理由がない。単に「一審原告164」が感情的に気に

入らないから追い出したに過ぎず、やむを得ないと言うことはできない。

- 5 一審原告部落解放同盟が被告宮部及び被告三品の顔写真を無断で使用した文書(以降「本件文書」という)を配布したことは不法行為である(原判決(争点15)関係)

本件文書(乙 549)はその内容から同和地区の地区住民や隣保館に「部落探訪」への協力させないことが目的であるから、一審原告部落解放同盟内部だけではなく、同和地区住民や隣保館にも配布されていたと見るのが自然である。そもそも、事実として組織内の内部資料として使われていなければ、一審原告らの手に渡って原審で提出されるわけがない。

「閲覧対象は限られているため、被告宮部及び被告三品の社会的評価を低下させるとはいえない」(原判決 57 頁 1 行目)というが、それなら本件地域一覧も内部文書という名目で配布するのであれば違法でないということもある。

また、「本件文書によって取材ができなくなり、その業務を妨害されたと主張するが、取材ができなくなったことについて具体的な立証がないから、被告らの主張は採用できない」というが、本件文書その内容自体が明確に一審原告らへの業務妨害を目的としている。他方で本件地域一覧は部落差別に利用する目的でもなく、部落差別に利用されたという具体的な立証がされていないにも関わらず出版禁止がされているのであるから、原判決の判断は均衡を欠いている。

以上